

糸島市補助金設計書

所管課 農業振興課

補助金名称	経営所得安定対策等推進事業費補助金
区分	国県制度事業補助
該当例規等	経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱 (平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __ 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __ 農林水産業の振興

1 補助の目的

国の制度である経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金（国から市の予算を経由せず直接農業者へ支払われる）の交付に関する事務を実施するため国から県を経由して交付される補助金である。

2 成果指標

国の制度である経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金（国から市の予算を経由せず直接農業者へ支払われる）の交付に関する事務を実施するため、これに係る普及推進活動、要件確認等を実施するために必要となる経費（委員等謝金、旅費、事務等経費等）を市及び地域水田農業推進協議会に補助する。

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金を実施するために必要な普及推進活動、要件確認等

補助対象者

糸島市地域水田農業推進協議会

4 補助対象(外)経費

補助対象経費：

謝金（農区長等の作付状況の確認等の協力、交付申請書・営農計画書等の配布並びに協議会委員の会議への参加に対するもの）

旅費：本制度の推進、指導、研修等に要する事務局職員等の交通費

事務等経費：本制度を実施するための印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、役務費、消耗品費、借料・損料、備品、賃金及び共済費 等

補助対象外経費：食糧費（弁当代、お茶代）

5 補助率・補助限度額、積算根拠

・国の予算の範囲内で内示が行われ、県を経由して市に補助される。また、市は糸島市地域水田農業推進協議会に補助対象経費を補助する。

・補助率は国庫(県経由・定額：100%)（基本的に市の負担はなし。端数処理分数千円を計上している。）、当該補助金は、現状維持か減額の傾向である。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

国の制度である「経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金」の制度がある限り、その事務費である当該補助金は存続すると考える。